

東北地方太平洋沖地震による被災者の特別措置について

この度の地震により被災された入学生及び在學生に対し、次のような支援措置を講じる。

1. 対象者 平成23年東北地方太平洋沖地震被災地（災害救助法適用地域）世帯の入学生及び在學生で以下に該当される方

- ① 主たる学費負担者の死亡
- ② 地震による居住家屋の全壊、全焼、床上浸水
- ③ 自営業者の工場・店舗等の全壊、全焼、床上浸水
- ④ 農業従事者の田畑、農作物の壊滅的被害
- ⑤ その他、上記と相当の被害があると認められた場合

2. 内容

(1) 上記①に該当する入学生及び在學生

内 訳	入学生	在學生
入 学 金	全額免除	—
授 業 料		全額免除
教育充実費		
施設設備資金		
実験実習費		

(2) 上記②～⑤に該当する入学生及び在學生

内 訳	被災状況				
	全壊・全焼	大規模半壊 ・床上浸水	半 壊 ・床下浸水	一部損壊	被害なし
入 学 金	全額免除				措置なし
授 業 料	全額免除		半額免除	措置なし	
教育充実費			措置なし		
施設設備資金				措置なし	
実験実習費			措置なし		

※ 大規模半壊：損壊部分が延床面積の50%～70%

3. 必要書類

- (1) 2011年3月東北地上太平洋沖地震被災者特別措置申請書
- (2) 被災状況証明書
- (3) 上記①に該当する場合、「死亡診断書（写し）」

4. 適用期間 2011年度

5. 申請期限 2011年10月31日（月）

6. 申請・問合せ先 大学院事務室